



業務委託規程

平成 27 年 10 月 23 日 第 4 回理事会決定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）の学会事務局および各組織が、定款第 4 条に定める事業を実施するにあたり、有償で業務を委託する場合の要件、手続き等について定める。

(業務委託の範囲)

第 2 条 本会がおこなう業務委託は以下に該当するものとする。

- (1) 学会事務局あるいは常置委員会等の本会内組織が実施しようとする業務で、高度の能力が求められるもの、あるいは多大な業務量が予想される業務
- (2) 外部から受注した事業の一部を再委託する事業
- (3) その他、外部に委託することがもっとも効率的と判断される業務

2 業務の委託先を個人とする場合には、非常勤職員やアルバイトを雇用する場合あるいは人材派遣契約を締結する場合との得失を検討した上で、委託の必要性を判断するものとする。判断の考え方は別途ガイドラインを定める。

(委託契約手続き)

第 3 条 10 万円を超える業務を委託しようとする者は、業務目的、業務範囲、実施期間、費用、知財権や瑕疵担保等の契約条件等を、明らかにした上で、学会事務局事業課に手続きを依頼する。

2 学会事務局は、依頼に基づいて契約書案等を作成し、総務財務委員会に付議する。契約金額が 100 万円を超えるものについては、当該委託事業を所掌する組織を担当する複数名の理事の承認を必要とする。担当理事は理事会に報告する。

3 業務委託は競争見積もりを原則とするが、特命を希望する場合は、その理由を明記し、委託契約と合わせて承認を得るものとする。

4 10 万円以下の委託については、常置委員会は事務局長が、支部・部会・連絡会はそれぞれの組織の長が契約できるものとするが、契約条件等は 10 万円を超える契約に準じるものとする。

(委託業務の契約条件)

第 4 条 委託業務実施にあたっての契約の基本原則を以下のとおりとする。

(1) 請負契約を原則として、精算払いはおこなわない。ただし、業務の性格上、委任契約が適当な契約については、それを妨げるものではない。

(2) 契約期間は原則として 1 ヶ月年以下とする。ただし、契約を更新することを妨げない。

- (3) 業務実施場所は、事務局以外とし、派遣業法上の疑義が生じないよう配慮する。
 - (4) 成果は本会に帰属するものとする。ただし、著作者人格権の譲渡は求めない。
 - (5) 対価の支払いは、請負契約の場合は、業務終了確認後に一括支払いとする。業務委任契約の場合は、実績報告を確認の上、適切な間隔で支払う。
 - (6) 実施担当箇所が、契約先に対して立ち入り調査できる権利を確保する。
 - (7) 業務に関連する情報のうち、必要なものについては守秘義務を課す。また、個人情報取扱に関する条件を明記する。
- 2 契約相手先の希望等の事情により、上記原則に沿えない場合も、総務財務委員会の承認を得て実施できるものとする。
 - 3 契約相手先が本会会員の場合は、利益相反が生じないよう配慮する。

(改定)

第5条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ① 平成 27 年 10 月 23 日 平成 27 年度第 4 回理事会制定